

公 告

新潟北土改公告第3号

新潟北土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和4年2月16日

新潟北土地改良区
理事長 加藤 豊
(公印省略)

記

- 選挙の期日 令和4年2月21日
- 投票開始の時刻 午前7時
- 投票終了の時刻 午後2時
- 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域	総代数
第1選挙区	新潟市北区 上大月、岡新田、里飯野、上堀田、長場、大月、内沼、新鼻、嘉山字新鼻、浦木、長戸、上土地亀、下土地亀、下土地亀字南通、下土地亀字奥才、新井郷、平林、十二、山飯野、灰塚、長戸呂、大瀬柳、大迎、大久保、太子堂、三ツ屋、高森、森下、高森新田 阿賀野市 榎、高田村の内、水原、法柳新田、金淵、駒林	32人

第 2 選挙区	新潟市北区 太田 1 番～2423 番、太田字上黒山、太田字山下、太田字中黒山、太田字下黒山、太田字椋甲、太田字椋前乙、太田字椋丙、太田字未高入戊、太田字名山、太田字法花鳥屋甲、太田字法花鳥屋前乙、太田字城山甲 1147 番 2～甲 4869 番、太田字松影甲 192 番 1～甲 507 番・甲 946 番～甲 1841 番 6、村新田、村新田字藤兵エ通り、嘉山字嘉山、嘉山字鮫面、嘉山字大口、前新田、葛塚字正尺、葛塚字上大川、葛塚字中大川、葛塚字下大川、葛塚字柳原、葛塚字已高入、葛塚字樋之内、葛塚字下大川堤付、下土地亀字樋之内 3297 番～3457 番、横井字天神川向 1025 番～1071 番、横井字大境道下 1094 番～1127 番、横井字大境 1101 番～1143 番、横井字城山前中道外 1087 番～1151 番、横井字五反歩 1220 番～1252 番	8 人
第 3 選挙区	新潟市北区 木崎、内島見、樋ノ入、下大谷内、笹山、横土居、浦ノ入、鳥屋、横井字横井山越、横井字横井前、横井字大曾根、横井字中郷海老、横井字城山浦、横井字横井潟、太田字城山甲 4883 番 1～甲 4933 番、太田字松影甲 731 番～甲 769 番、葛塚字子辰高入 2896 番～2910 番 1、笠柳、早通、下早通、須戸、彩野、下土地亀字樋之内 3697 番～3699 番、仏伝、浜浦、早通北、松栄町、太夫浜、白勢町、松潟、新崎、濁川、名目所 新発田市 聖籠町 佐々木字川前 3327 番～3365 番 藤寄	20 人
計		60 人

5 投票用紙に記載する総代の数

1 人

6 その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面で当土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員2人以上）は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1) 及び (2) の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数とその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあつては、下記の投票所及び開票所にて選挙を執行します。

投票所・開票所

新潟県新潟市北区新井郷 505 番地

新潟市北土地改良区 会議室

入場券の発送

令和4年2月18日頃